

新宿区教育委員会会議録

平成23年第3回定例会

平成23年3月4日

新宿区教育委員会

平成23年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年3月4日(金)

開会 午後 2時04分

閉会 午後 4時12分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	菊 池 俊 之
委 員	白 井 裕 子	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
事 務 取 扱			
学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之	教 育 施 設 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	統 括 指 導 主 事	工 藤 勇 一

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第12号 教育財産の用途変更について
- 日程第2 議案第13号 教育財産の用途変更及び用途廃止について
- 日程第3 議案第14号 教育財産の用途変更について
- 日程第4 議案第15号 教育財産の用途廃止について
- 日程第5 議案第16号 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第17号 新宿区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第7 議案第18号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第8 議案第19号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 日程第9 議案第20号 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第10 議案第21号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

報告

- 1 平成23年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 社会教育委員の会議の提言について（教育政策課長）
- 3 平成24年度使用教科用図書採択について（教育指導課長）
- 4 平成23年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営課長）
- 5 第7回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の報告について（副参事「学校適正配置担当」）
- 6 牛込B地区（富久小・天神小）学校適正配置の取組み状況等について（副参事「学校適正配置担当」）
- 7 その他

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員によりしくお願いします。

◎ 議案第12号 教育財産の用途変更について

議案第13号 教育財産の用途変更及び用途廃止について

議案第14号 教育財産の用途変更について

議案第15号 教育財産の用途廃止について

議案第16号 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

議案第17号 新宿区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則

議案第18号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

議案第19号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則

議案第20号 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

議案第21号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

まず、すべての議案について一括して説明を受け、一件ずつ質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第12号 教育財産の用途変更について」、「日程第2 議案第13号 教育財産の用途変更及び用途廃止について」、「日程第3 議案第14号 教育財産の用途変更について」、「日程第4 議案第15号 教育財産の用途廃止について」、「日程第5 議案第16号 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則」、「日程第6 議案第17号 新宿区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第7 議案第18号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第8 議案第19号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、「日程第9 議案第20号 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第10 議案第21号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する

件」を議題とします。

それでは、説明を教育政策課長からお願いいたします。

○教育政策課長 では、第12号議案から第21号議案まで一括してご説明いたします。

まず、第12号議案の教育財産の用途変更ですが、これは新宿区立西戸山中学校の閉校に伴い、旧学校施設への用途変更をする必要があるためです。物件の表示名称は新宿区立西戸山中学校で、住所、土地及び建物面積は、表記のとおりです。旧学校施設への用途変更の年月日は、平成23年4月1日です。

用途変更後の名称ですが、もともとは平成17年3月に閉校した戸山中学校であり、西早稲田中学校、西戸山中学校の仮校舎として使用されてきた経緯があります。旧西戸山中学校は新宿西戸山中学校として開校いたしますので、今回、その重複を避けることから、旧戸山中学校という名称を使用するものでございます。

用途変更の理由ですが、今後、（仮称）新宿メディアプラザの建設予定地とされるものですので、旧学校施設への用途変更を行い、引き続き教育財産として管理するものです。

次に、第13号議案の教育財産の用途変更及び用途廃止ですが、新宿区立西戸山第二中学校の閉校に伴い、学校施設から旧学校施設へと用途変更し、学校の物品等の移設、撤去などを行った後に、教育財産としての用途を廃止し、行政財産へ引き継ぐものです。物件の表示名称は、新宿区立西戸山第二中学校で、住所、土地及び建物面積は表記のとおりです。旧学校施設への用途変更の年月日は、平成23年4月1日です。教育財産としての用途廃止の年月日は、平成23年9月1日となります。

その理由ですが、西戸山第二中学校が平成23年3月31日をもって閉校となりますが、その跡地を校舎の改修、解体工事を経て、私立認可保育園、学童クラブ、防災用倉庫などに転用する予定です。そのため、校舎の改修、解体工事等が開始されるまでの期日、8月31日までですが、教育委員会で管理を行い、その後行政財産として区長部局で管理することになりますので、23年9月1日をもって教育財産として用途廃止するものです。

次に、第14号議案の教育財産の用途変更ですが、新宿区立新宿西戸山中学校の開校に伴い、旧学校施設から学校施設へ用途変更する必要があるためです。物件表示名称は、旧新宿区立西戸山中学校で、土地面積は表記のとおりです。なお、建物は旧学校施設で、解体して工事を行っている関係から、その建物の面積は記載していないものでございます。学校施設への用途変更の年月日は、平成23年4月1日です。用途変更後の名称は、新宿区立新宿西戸山中学校です。

変更理由ですが、第7次学校適正配置計画により、西戸山中学校と西戸山第二中学校が統合され、新宿西戸山中学校として新築されたためです。

次に、第15議案の教育財産の用途廃止ですが、柏木幼稚園の廃園に伴い、教育財産としての用途を廃止するためです。物件の表示名称は、新宿区立柏木幼稚園で、住所、建物面積は表記のとおりです。なお、土地は学校の敷地のため、教育財産として使用し、建物部分のみ教育財産の用途廃止を行うものです。用途廃止の年月日は、平成23年4月1日で、区長への引き継ぎも同日でございます。

廃止理由ですが、柏木幼稚園と北新宿第一保育園は、保育所型の子ども園として平成23年4月1日から柏木子ども園となるため、幼稚園認可を廃止し、廃園となるため、建物部分の教育財産としての用途を廃止するものです。

引き続きまして、規則等の議案でございます。

第16号議案から第18号議案までですが、いずれも組織改正により「教育政策課」が「教育調整課」となるため、課の名称を変更する一部改正を行うものです。内容については、それぞれ新旧対照表を後ほどご覧いただきたいと思います。いずれも、施行日は平成23年4月1日です。

次に、第19号議案の「新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」ですが、改正内容は主に3点ございます。

まず1点目は、子ども園のうち、保育所部分の行政財産をこれまで区長から委任を受けて管理しておりましたが、子ども園の所管を区長部局に移すことに伴い、その委任をやめることになることから、その関連する規定、目次、第1条、第3章の第27条、それぞれの規定を削除し、第28条を繰り上げて第27条に変更するものです。

次に、組織改正により学校等の財産管理が学校運営課に移りますので、その財産管理主任について「教育施設課長」を「学校運営課長」に改め、「教育施設課施設係長」を「学校運営課施設係長」に改めるものです。

次に、規定整備ですが、第1条を改正したことにより、新宿区教育委員会の表記が一番最初に出てくるところが第2条第4号となりますので、その部分に略称の規定の条項を入れさせていただいたものでございます。

また、第13条第3項第2号ですが、教育財産が対象となっている関係から、子ども園について「（幼稚園部分に限る。）」と文言整理しております。

施行日は、平成23年4月1日です。

次に、第20号議案の「新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」ですが、教育センターには現在オーディオビジュアルスタジオがございます。そのオーディオビジュアルスタジオの実績が乏しいこと、並びに教育支援課が移転することに伴いまして、この部屋を別の用途に使用する関係から、このオーディオビジュアルスタジオを廃止するものです。具体的には、現在、国際理解教室に使っている部分を教育支援課の事務室として使用し、オーディオビジュアルスタジオを国際理解教室及び会議室として使用するものです。

施行日は平成23年4月1日です。

続きまして、第21号議案の「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」ですが、こちらは、新宿区における指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務の特例を定める条例施行規則の制定及び公布について、日程の制約から、あらかじめ教育長に臨時代理の指示を行う必要があるためです。

臨時代理の指示内容ですが、新宿区における指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務の特例を定める条例施行規則を、同条例が公布される日に教育委員会規則として制定し、公布すること。ただし、平成23年第1回区議会定例会に提案されている条例が原案どおり可決制定され、公布された場合ということです。条例の制定理由の具体的な内容は、概要に記載のとおりです。

そして、引き続き、規則ではその取り扱いの手続が記載されておりまして、まず、第3条で取消しとなり区の管理となったときに、利用料金を使用料として区長が徴収することになりますが、その納入、返還、減免に関する規定について、「指定管理者」を「区長」と、「利用料」を「使用料」と読み替えを定めるものです。

次に、第4条ですが、施設の管理業務を指定管理者に代わり教育委員会がみずから行う場合において、利用申請等の手続に使用する書面を定めるもので、第1号から第5号様式まであります。

次に、第5条ですが、施設の使用料を区長が徴収する場合において、使用料の減免、返還に関する書面を定めるものです。第6号から第9号様式がございます。

施行の日は、公布の日です。

雑駁ですが、以上です。

○羽原委員長 説明は終わりました。

それでは、議案第12号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第12号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

これも特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第13号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第14号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

議案第15号も教育財産の用途廃止についてであります。御意見、御質問がありましたらどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第15号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号について、御意見、御質問をどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第16号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号について、御意見、御質問をどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第17号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号について、御質問がございましたらどうぞ。

特にありませんでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

議案第18号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号について、御質問がありましたらどうぞ。

特にございませんでしたら、議案第19号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にございませんでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

議案第20号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第21号について補足の説明をどうぞ。

○教育政策課長 先ほど私が、規則の3番目の改正の内容として、第5条と読み上げましたが、第4条の第2項でございましたので、改めて訂正しておわび申し上げます。

○羽原委員長 わかりました。

御質問、御意見がありましたらどうぞ。

特に御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第21号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

-
- ◆ 報告 1 平成23年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
 - ◆ 報告 2 社会教育委員の会議の提言について
 - ◆ 報告 3 平成24年度使用教科用図書採択について
 - ◆ 報告 4 平成23年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて
 - ◆ 報告 5 第7回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の報告について

◆ 報告6 牛込B地区（富久小・天神小）学校適正配置の取組み状況等について

◆ 報告7 その他

○羽原委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告6まで一括して説明を受けて、質疑に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、お手元の資料、「平成23年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨」をご覧いただきたいと思います。2月24日、25日の2日間にわたって第1回定例区議会の中で質疑応答がございました。

まず、1番目の民主党新宿区議会議員団、志田議員の代表質問についてでございます。

1番の「教育行政について」ということで、「徳育」の実情と今後についての見解が求められました。それに対しまして、例として挙げまして、地域のコンビニエンスストアの店長を招いて万引きや客への対応の苦勞を聞くことで児童・生徒が社会規範について考える機会を設定するなど、創意工夫を生かした取組みを展開しているとお答えをしています。

また、「いのちの教育」など、社会に出たときにその必要性・危険性があることを学ぶ、そういうさまざまな教育の実情と今後についてはということですが、これに対して、租税教育や消費者教育、あるいは薬物乱用防止教育について、各種の専門家を招いたり、あるいはビデオソフトを活用して、さまざまな教育を行っているというご説明をしています。

次のページ、2番目で、「新宿区子ども園化推進事業と問題点について」ということで御質問がありました。この中で、児童福祉法と学校教育法に基づく2つの制度のもとで異なる人事給与制度運営のために、なかなか子ども園の制度が進まないという指摘がされているわけですが、それをどのようにクリアされるつもりなのかという御質問がありました。これに対して、根拠法令の一本化や設置基準及び資格免許の整理統合が望まれるので、引き続き、国や東京都に対し働きかけていくというお答えをしています。

また、（4）のところ、子ども園を全域化するということは区長並びに教育委員会の責務であると考えているかどうかということでしたが、これに対しましては、保育園の子ども園化計画や地域の保育・教育ニーズ及び区施設の再編整備等の状況を踏まえながら、取り組んでまいりますとお答えをしています。

3ページ、すえき議員の質問でございます。

「こころの健康問題の啓発について」ということで、家庭教育学級などで取り組めないかという御質問、あるいは販売されている書籍の中で、学校の図書室や区内の図書館に充実さ

せるという形で反映できないかというような御質問がございました。それにつきましては、現状やっていることもありますので、その紹介をいたしたところです。

4 ページにまいりまして、自由民主党新宿区議会議員団からの御質問、桑原議員ですけれども、「国旗・国歌の教育について」ということで、現在の実施状況、教育指導が行われているのかという御質問がございました。これに対しましては調査をしておりますけれども、実施をしているところですよというお答えをしています。

また、ラジオ体操についてどう考えているかということですが、最近、ラジオ体操というのは学校教育で日常的にはあまり行われていない。学校によっては実施をしているところがあるという実態をとらえての御質問がございました。それに対しては、現在は授業の内容に応じてストレッチなど準備運動を行っている。学校によっては、運動会の準備運動、あるいは整理運動の中でラジオ体操を行っている学校もありますというお答えをしています。

次に、吉住議員から学校適正配置についての御質問でした。

まず、教育環境の何がどのように変化したと認識しているのかということに対しては、35 人学級の導入、あるいは就学前児童数の増加ということですよというようにお答えをしています。

それから、クラス替えのできる学校規模を確保するという教育委員会の基本的な考え方は変わったのかという御質問でしたので、その基本的な考え方については変わっていないというふうにお答えをいたしました。

また、江戸川小の児童数を確保するという視点で、学校選択制を含めた対応を現段階でどのように考えているかというお話がございました。これに対しては、一定のルールづくりも考えていきたいというお答えをしています。

4 番目には、江戸川小の空き教室等を新たな子育て施設として活用するようなことを緊急に考えられないのかというような御質問でした。これに対しまして、検討してまいりたいとお答えをしております。

5 番目には、これまで津久戸小、江戸川小の改修工事を、統合の取り組みが始まったということで保留していた部分があるのではないかと。だとすれば、それについて早急に手を入れていくべきではないかという御質問でしたので、それにつきましては着実に対応していくというお答えをしています。

6 ページ、新宿区議会公明党の質問でございます。

「子ども園化の推進について」ということで、今後区立小学校の少人数学級への対応にお

いて、幼稚園舎を小学校教室として転用することについて、どのような見通しを持っているのかという御質問でした。実際に、教室数が足りなくなってくる。場合によっては幼稚園舎の保育室を利用するという、そういうことも検討しなければいけないことも考えられるというお答えをしています。

また、区立幼稚園舎の子ども園化において、既存の幼稚園舎をそのまま残すという前提ではなくて、適正配置を進めていくのかということにつきましては、そのとおりと考えていますというようにお答えをしています。

それから、民間活用の課題や手法について、どのようなことが想定されるかという御質問でしたけれども、これに対しまして、可能などころについては民間活用ということも考えている。東戸山幼稚園について、現在、そういう形で検討が始まろうとしていますけれども、今後、東京都などとの調整なども行いながら進めていきたいというお答えをしているところです。

8ページにまいりまして、教育委員会の組織改正と学校適正配置ということで御質問いただいておりますが、まず、教育指導課と教育センターに執務場所を置く教育支援課の連携調整。指導課が2つに分かれるということでございますので、その連携調整をどのようにやっていくかという御質問がございました。これに対しては、教育指導課との間で指導主事が兼務という形で配置をし、その中で教育支援課の業務はもとより、実際に学校へ訪問して、指導主事本来の職務である指導、助言にも携わるなど、今後も十分な連携調整をしていきたいというようにお答えしています。

次に、統合等検討協議会という今までにない検討組織を、江戸川・津久戸小の統合問題で初めての例としてやったわけですが、それについてどのように認識しているかという御質問がございました。これに対しては、前例のないことで、いろいろな方に生みの苦しみということでおかけしたわけですが、それはそれなりに議論が建設的に前に進んだといういい面もありますが、やはりいろいろ課題もあったのではないかと考えているというようにお答えをしているところでございます。

それから、今後の学校適正配置の展望についてどのように考えているかということでしたけれども、これに対しましても、クラス替えのできる学校規模が望ましいという基本的な考え方は、教育委員会として変わりません。ただし、35人学級、あるいは児童数の増など、そういう社会環境の変化もありますので、こうした変化には適切に対応していくことが必要と考えるとお答えしました。

次に、日本共産党の田中議員でございます。

「学校図書館指導員の全校配置について」ということで、予算が150万組まれているわけですが、それで十分な検証ができるのかということでございます。これに対しましては、あくまでも検証ということですので、その検証結果を踏まえて、今後の拡充について考えていきますとお答えしています。

それから、10ページに飛びまして、3番の「学校適正配置について」です。「合意文書案を受けて」ということで、今後提言を受けるといいますが、提言の内容を真摯に受け止め、実現すべきではないかということですので、それに対しては、十分その趣旨を尊重し、最大限の努力をしていくというようにお答えしています。

それから、新宿区議会花マルクラブでございます。

「国際社会における新宿の教育について」ということで、中学校の英語の学力はどう変化しているのか、小学校の英語活動の効果はということでございます。これに対しては、なかなかそれをはかるということは難しいのですけれども、子どもたちが英語に対して親しみを感じている、あるいは楽しく感じるができるようになってきているという意味では、効果が感じられるというようにお答えをしているところです。

一部、主なところを御説明申し上げますと、以上でございます。

○教育政策課長 私からは「PTAのあり方について」を御報告させていただきます。お手元にピンク色の表紙がついているものでございます。こちらは、新宿区の社会教育委員の会議からの提言を受けましたので、私が代わりまして報告するものでございます。

ページを開いていただきますと、最初のページのところにト書きがございまして、「PTAのあり方について一家庭・学校・地域の連携から一」ということで、今回の社会教育委員の会議は、平成21年9月からほぼ1年間半、11回くらい開催いたしまして、今回の内容をまとめたものでございます。テーマは「PTA活動の充実発展を目指して」となっておりますが、実は前期の第16期のテーマが「家庭の教育力を高めるために」でありまして、その議論の中で、前期の委員からPTAをテーマにしてほしいとの要請がございました。それを受けまして、17期の委員の中で改めて検討議題をどうするかということで協議した結果、今回このテーマを取り上げようということで行ったものでございます。

社会教育委員の会議の第17期のメンバーは記載のとおりでございます。一部委員が入れ代わっているところもあります。なお、それぞれの代表の所属団体等につきましては、一番後ろのページから2枚目、資料3となっておりますが、「新宿区社会教育委員名簿」という

ことで一覧を記載していますので、そちらを御参照いただければと思います。

では、目次を開いていただきますと、全体の構成が記載されております。1番「PTAの果たしている役割・成果」、次に「PTA活動に新たな工夫を」、そして3番目は「学校・教員の方へ」、4番「地域の関係団体の方へ」、5番「PTAに関係する行政担当者の方へ」ということで、「おわりに」という構成になっております。それぞれが会議の中で話された内容を取りまとめたものでございます。

まず1ページ目の「はじめに」というところで、現在のPTA活動への現状認識と、2、対応の方向ということがまとめられております。

PTA活動の現状につきましては、皆様も御案内のとおり、ここの4行目ですが、役員と一般会員との間に、意欲や関心、実際の活動参加に大きな差があることから、一部の役員に業務の負担がかかったり、役員選出に時間がかかるなどの課題が最近とみに見られるようになっております。

そして、その背景には、PTAの意義・役割そのものの理解が十分でないこと、自分の子どもには極めて強い関心があるものの、地域の子どもの全体にはその関心が向かわないという傾向があること。また、従来活動を担ってきた保護者の生活環境がさまざまに変わってきておりまして、従来のPTA活動のスタイルでは参加することがなかなか難しくなっているなど、こういった問題が出ております。

その一方で、学校においては、学校の教育活動の質の向上や子どもの安全安心の確保などから、家庭や地域社会との連携をより推進することが要請されていて、そのかなめになるPTAが地域社会との連携協力のためにその活動が逆に強く求められるという背景がある。こういった中で、非常にPTA活動もいろいろな問題を抱えているという状況があるということです。

対応の方向としまして、今の時代や社会の環境に即した無理のない活動スタイルをPTA自身がみずから考え、構築して、推進していくことも大事だという観点に立ちまして、各地域でPTAが活動している経験や事例を集めまして、今後のPTA活動の参考素材としていただくような形でまとめていったというものでございます。

内容の中身としましては、以下に、PTAの意義・役割としてのまとめやPTAの組織運営の工夫に関すること、PTA活動の充実を図る観点から、関係団体への呼びかけ、要請などが記載されているというものでございます。今回、提言が、どちらかという報告書といったスタイルというよりは呼びかけというようなスタイルとなっているのは、今回これを縮

小印刷などいたしまして、PTAの保護者の皆様に配布してほしいというような意味合いを込めて、このような文言の形で報告されているものでございます。

簡単にですが、次に、ページを追いまして主要な部分だけ御報告させていただきます。

3ページ目の「1. PTAの果たしている役割・成果」ということで、こここのところは親に対する呼びかけとなっております、「親として「子どもや学校にきちんと関わりたい」との素直な気持ちを大切に、PTAに参加しましょう。」。PTAというのは、役割・成果がこれだけありますよということが、この下のほうに、学校の教育活動を支援し、その充実に力を尽くしていきますとか、親の立場から学校の運営について参画していくんですよとか、次の4ページ目には、PTAを通じて、地域に親しい人間関係をつくることができますよなど、PTAを通じてどういう意義や成果があるかといったようなことを働きかけるという形でまとめてあります。

5ページ目以降は、「PTA活動に新たな工夫を」ということで、「誰でもが、できる時に、できる分だけやれる」PTAにしましょうということ、他自治体のPTAの例を、以下、例えば「ワン・デイ・ボランティア」、「サポート制度」、「一家庭一係制」、次のページに、役員をもっと増やして分散型の対応をしましょうとか、そのような例を載せています。

また、「本当にやりがいの感じられるPTA活動を」ということで、毎年同じ活動を行う必要はありません。本当に必要と思うことをみんなで検討して、その都度決定していくべきでしょうというようなことで、委員会の新設・改廃等、適宜見直しをしましょうとか、アンケートや懇談などにより、会員の意見・要望を把握し、それに基づいて必要性や意義の感じられる活動を展開していきましょうというようなことで、こここのところも他自治体のPTA活動の例を幾つか参照に挙げさせていただいております。

次に、8ページ目ですが、こちらのところでは、3番ですが、「機動的で柔軟な活動スタイル」でのPTAをやしましょうということ、型にはまらない、またやりやすい形での活動をより自由に展開させましょう。組織的活動のほか、各自の都合に合わせて行える活動形態を提案してみましようということ、例えば会合の時間や場所を多様化したり、夜間や休日での活動にしたり、そのようなことはどうですかとか、メールやインターネットを活用した効率的な活動をしてもいいのではないですか。いつも実際に顔を合わせて集まらなければならぬというわけでもないですよというふうな言葉でまとめてあり、それぞれ他自治体の例なども入れてあります。

そして、9 ページのところには、OB・OG、地域の人たちも一緒にPTA活動をやったらどうですかという提案を入れています。経験豊かなOB・OG、地域の方々に多様に参加してもらい、力になってもらいましょうということで、ここでは「PTAサポーター」とか、在籍児童のいない地域の住民の方にも正会員として加入してもらおう「PTCA」というような新たな組織をつくっている例、また父親の参加促進の例など、こういったものを挙げさせていただいております。

10ページ目ですが、「学校・教員の方へ」ということの呼びかけです。「PTAは地域の人々と一緒に、学校・教員を一生懸命支え、守っていきます。学校での指導だけでなく、家庭での子どもの育て方が、子どもの学力向上にも大きく関わります。学校の本来の使命実現のためにもPTAは不可欠です」ということで、家庭や親のおかしいと思ったことは、先生たちが抱えないで、PTAを通じてどんどん伝えてくださいと。PTAは組織でそれを受けとめることができるので、PTAを通して、日常的に保護者との的確なコミュニケーションを図ることもできますよということで、逆にPTAも活用してくださいというようなことを学校や教員の方々に呼びかけております。

また、一番下の保護者会は、しばしば教員からの一方的な伝達的なものになりがちですが、PTAの協力を得て、保護者参加型の有意義な会にすることもできますから、ぜひ御相談してもらいたいというような、積極的な役員がおられるところは、こういった呼びかけもしているということです。

次に、11ページ目ですが、地域の関係団体へということで、「PTAは、学校と親そして地域とをつなぐ架け橋の役割を果たすもの」ということですが、PTAの困難な事情も配慮してほしいということで、PTAに地域活動への参加の呼びかけがたくさん来ますが、それに全部対応できない場合も多いということをここで言っております。

確かに連携は必要ですが、ライフスタイルの変化、女性の目ざましい社会進出などにより、PTAの組織的な活動への積極的な参加は以前に比べて一般に困難になってきているわけで、役員の負担も多くなっています。そういった中で、地域団体との連携では、これまで地域での仕事が、PTAの役職に、例えばPTA会長や副会長等になると自動的に充てられるというやり方がとられてきましたが、そういったところを見直していただきたいという呼びかけになっております。

なお、地域関係団体の方へということで、これはどのようなものがあるのか、具体的に挙げていただきましたが、全部まとまりきれませんでした。資料2にPTAが参加を要請され

る主な地域団体の会議ということで、ここの枠の囲みの中で、地域スポーツ文化協議会をはじめ子どもひろば連絡会、地区協議会、学校評議員、地域協働学校運営委員会、最後にはコミュニティスポーツ実行委員会まで多様な会議体がある。こういった多様な会議体に加えて、それぞれ小学校、中学校が抱えている町会の中で、各町会でまたさまざまなイベントが行われている。そのたびに保護者ということで呼びかけが来る。

一番下の段から5行目ですが、各地域によってPTAと地域団体とのかかわり方が異なることから、一概にPTAにとって負担が大きいとは言えないところではありますけれども、どの会議や行事等も児童・生徒の健全育成を目的として行われているため、PTAとしては参加の優先順位をつけることは難しく、そういったさまざまな活動への対応に非常に負担感を持っている。何とか工夫していただけないかというようなことが地域団体への呼びかけということになっているものです。

戻りまして、12ページです。こちらは行政に対する要望、呼びかけになっておりまして、現在、毎年度、教育委員との懇談や教育長を囲む会などでさまざまな情報交換をしております。さらにそれに加えて、PTAの活動が効果的に実践できるよう、子ども・学校・地域にかかわる重要な情報を直接的にPTAに流してほしいというような要望も挙がっているところです。こういったことは今後私どもも考えていかねばならないと思っております。

13ページは、最後ということ、直接的にこの社会教育委員の会議や行政がどこまでできるかというのは、限りがあるところですが、要するに、私たち一人ひとりが「PTAのために時間を割くこと、PTAの活動を行うことは、親として、市民として当然のこと」という社会風潮を確立して行ってほしいという心からの要望がまとまっております。

雑駁ですけれども、私からは以上です。

○羽原委員長 それでは、報告3について教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長 それでは、報告3の平成24年度使用教科用図書採択につきまして御報告いたします。

昨年は、今年度から小学校で新教育課程が全面実施されることを前に、小学校の教科書採択を行っていただきましたが、今年は平成24年度から全面実施される中学校の教科書につきまして採択をしていただきます。また、従来どおり、小学校については、昨年採択していただいたものと同じ教科書を採択していただくことになっており、一般図書につきましては毎年度採択することになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の資料ですけれども、まず、1枚目に大きな流れを示させていただいております、

その次に日程（案）、そして次に教科用図書採択の要綱、その次に中学校の教科用図書採択に関する細目が載っております。そして、その後一般図書の日程（案）、そして一般図書の要綱という形でとじさせていただいているところでございます。

今回は、昨年同様の採択ですので、細かい御説明は省かせていただきますが、昨年と1か所変更点がございますので、その点についてのみ御説明させていただきます。

資料の5ページ目をご覧ください。中学校の細目がありますが、細目の中ほどです。第1の教科用図書審議委員会の委員につきまして、従来は、教育委員会教育指導課長の下に、教育委員会学校運営課長が入っておりましたが、今回から4月より教育委員会事務局内部で組織改編が行われることに伴いまして、教育委員会教育支援課長が入っています。学校運営課長は教科書給付事務を担当することになっておりますので、教科書採択にかかわりはありますが、教育支援課長は教科書展示会を開催するなど、より直接的に採択事務にかかわることになりますので、変更させていただきました。なお、一般図書につきましては、学校運営課が特別支援学級・特別支援学校の就学事務を行っている関係もありますので、従来どおり、学校運営課長が入ることにしております。この点、1点変更させていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、教育委員の皆様方には忙しいところ大変恐縮でございますけれども、日程の調整をお願いしたいと思います。また、今は「案」という形で入っておりますけれども、もしどうしても今後の日程で不都合だというところがございますならば、事務局にお申し出いただきましたら変更も可能でございます。なお、5月の末ぐらいになりますと、昨年お読みいただきましたように、また教科書を御自宅にお持ち帰りいただくことが可能でございますので、今年度も何とぞよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○羽原委員長 それでは、報告4について、学校運営課長から申し上げます。

○学校運営課長 それでは、報告の4、平成23年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げにつきまして御説明申し上げます。

なお、大変恐縮ではございますが、説明に入ります前に、資料の中ほど、注釈の欄ですが、受入上限数の説明の中で「今後の転入者等による増減を推計し、卒業まで」という期間が表記されておりますが、これは3年間ということではございませんので、大変申し訳ございませんが、「卒業まで」という文言についての削除をよろしく願いいたします。したがって、その説明は「今後の転入者等による増減を推計し、定員数を上回らないと判断した

数」ということをございます。

それでは、御説明申し上げます。

平成23年度の中学校における新入学の補欠繰上げにつきましては、学校選択で抽選校となりました牛込第一中学校、牛込第三中学校、新宿西戸山中学校の3校で、子どもたちの進路等がほぼ確定いたしましたので、2月18日に補欠登録者の繰上げを行ったものでございます。定員につきましては、牛込第一中学校、牛込第三中学校が3学級の120名、新宿西戸山中学校は4学級の160名となっておりますが、受け入れの上限数につきましては、年度内でのクラス分け防止などを考慮いたしまして、過去のデータから推計して、牛込第一中学校、第三中学校では114名、新宿西戸山中学校では152名という設定をさせていただいたものでございます。

学校別の状況につきましては、(3)「各校の状況について」をご覧ください。

まず、牛込第一中学校ですが、抽選時での補欠登録者は24名でしたが、2月18日時点での補欠登録者は12名となっております。入学予定者は92名ということでしたので、補欠登録者12名全員を繰上げということにしたものです。

次に、牛込第三中学校ですが、こちらも抽選時での補欠登録者につきましては、三つ子1組を含む19組21名でございました。しかしながら、2月18日時点での補欠登録者は14名となっており、入学予定者数が90名でしたので、補欠登録者14名全員を繰上げしたものでございます。

最後に、新宿西戸山中学校ですが、抽選時での補欠登録者が85名。2月18日時点での補欠登録者が68名、入学予定者が143名でしたので、受け入れ限度数152名までの9名を繰上げといたしまして、繰上げとならなかった残りの59名の方につきましては通学区域内の学校を指定校としたものでございます。

この結果につきましては、2月18日付で各保護者に既に通知を発送しております。

中学校の学校選択の補欠登録につきましては、これをもちまして終了となるものです。

なお、補欠繰上げ後の対応についてですが、(4)に記載がありますように、各抽選校における指定校変更等につきましては、今後の国私立への合格、通学区域内の転出入の動向などにより慎重に判断してまいりたいということをございます。

報告は以上です。

○羽原委員長 それでは、報告5、6について、学校適正配置担当からお願いします。

○学校適正配置担当 それでは、第7回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の御報

告をさせていただきます。

まず、開催日時は23年2月17日でした。開催場所は、江戸川小学校3階ランチルームで、出席者、傍聴者についてはご覧のとおりです。

議事の（1）について御説明します。

まず、合意文書（案）の検討をいたしました。これは事務局が作成しました合意文書（案）について協議を行い、一部修正の上、了承されました。具体的な書類としては、別紙1が修正前の合意文書（案）でして、別紙2が修正後の合意文書（案）です。こちらに書かせていただいたとおり、一部修正ということでした、文言追加、あるいは修正等のレベルということですので、本日は別紙2をもって御報告申し上げたいと思います。

別紙2、開いていただきまして、見開き左側と右側に文書が載っております。この中で、左側のちょうど中央部分にあります合意文書（案）、こちらが要綱で言うところの統合の必要性の有無について協議会の総意で決定をするという議決事項の項目になっております。その上段に書いてあるところがここに至る経緯、そして合意文書（案）の下が、なぜこのような結論になったのかということの理由、それから、右側にいきますと「今後の予定」、そして「提言等の例」というようになっております。

合意文書（案）についてだけ、恐縮ですが、全文読ませていただきます。

統合の取組みを開始した平成20年度と比較すると、国の35人学級の導入による普通教室不足への懸念に加え、現時点では津久戸小及び江戸川小の通学区域内の未就学児に先行き増加傾向が読み取れるなど、教育環境が大きく変化しています。こうした中期的な視点（10年程度）も踏まえて検討した結果、津久戸小と江戸川小の統合の必要性はなくなったものと合意するに至りました。

なお、江戸川小の児童数が増加傾向で推移していくための方策をはじめとして、両校のより良い教育環境を整備していくための方策を、今後も津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会として検討したうえで、新宿区教育委員会に対して提言し、その趣旨が反映されることを強く要望するものです。

ということで、案ではございますが、このような合意を見るに至ったということでございます。

この合意を受けまして、右側の「今後の予定」の欄をご覧ください。

まず、この合意文書（案）をもとに、両校PTAが主体となって、両校保護者に対する説明や意見聴取等を行いますということでした、具体的には、両校のPTA総会でございます。

去る2月25日、江戸川小学校のPTA総会におきまして、この合意文書（案）について賛成多数ということで了承をいただきました。次は、津久戸小学校は3月15日にPTA総会が予定されております。○の2番ですが、両校保護者の了解が得られた後に、この合意文書（案）に基づいた総意による合意形成をこの統合等検討協議会として図っていくという予定です。合意が図られますと、その旨を私どものほうにご報告をいただきます。合意形成がなされた時点で、協議会は直ちに解散するのではなく、先ほどの合意文書（案）の後段にもあったように、今後のさまざまな課題を解決していくための協議は引き続き行っていただいた上で、提言のような形で私どもにそれをいただく。私どもはそれを最大限尊重して、実現のできるものは努力してまいり、このような約束事になっております。

「提言等の例」ということで、あくまでもまだ例ですが、このような形で、例えば2行目、江戸川小における未就学児の居場所づくり、こういうことも大事ではないか。このようなご意見を今、いただいております、これをもとにして提言をまとめるということです。

鏡の1ページ目の文書にお戻りください。5の議事の（3）です。その他ということで、協議会開催日、以下のとおり、当初の予定から変更になりました。その前に、第7回が第8回の誤りでございます。第8回が第9回の誤りでございます。おわびして訂正をさせていただきます。このような形で、3月、4月と開催し、予定ではございますが、どちらかいずれで総意による合意形成を図ってまいりたいと考えているところです。

報告5については以上でございます。

続きまして、報告6、牛込B地区（富久小・天神小）学校適正配置の取組み状況について御報告を申し上げます。

今回は、1年間の取組みの確認という意味も含めまして、4月から取組み状況を個条書きにさせていただきました。前提といたしまして、天神小では、統合やむなしという保護者の意向をいただいております、富久小学校につきましては、統合はすべきではないということが昨年度の意思ということです。したがって、ご覧のとおり、富久小につきましては、学校説明会も含め、今までの間7回にわたり富久小学校に出向き、そして説明・意見交換をさせていただいております。それに対しまして、天神小につきましては、合意をいただいておりますので、PTAの方と相談の結果、富久小でのそういった情報について文書等で全保護者に周知をしてほしい。それがあれば特段の説明などの会は要らないのではないか、このような打ち合わせのもと、基本的には情報提供で対応させていただいているということでございます。

富久小の最後尾の欄、2月15日（火曜日）ということで、この日にPTA運営委員会に直近では出席をさせていただいて、そのときに、教育委員会として御提示申し上げ、説明させていただいた資料が2ページ目の資料です。右上に「富久小PTA運営委員会説明資料」と書いています。すべてを説明できませんが、クラス替えのできる学校規模を確保するというような教育委員会の考え方とともに、保護者の皆様に冷静に判断していただくために、各種データ、数字データを取りそろえてご説明申し上げ、全保護者にも配付をしたところがございます。

最後になりますが、一番下のところ、2、「富久小PTAによるアンケートのスケジュールについて」ということで、こちらは今後の予定です。こちらにありますように、2月22日から3月4日の金曜日までということで、今日までですけれども、アンケートの実施期間になっております。具体的にどのようなアンケートかということでございますが、一番裏、最後尾についております。これは見本ですが、こういったアンケート用紙を既に全保護者にお配りをし、「統合は、やむをえない」、あるいは「統合は、すべきでない」、どちらかに印をつけて、今日までに出してください、ということでPTAが主催でやっていただいております。この結果の来週の月曜日、3月7日に開票集計を行い、そして私ども教育委員会並びに富久小の全保護者の皆様には3月18日までに御報告をいただけるというように伺っているところです。

報告は以上です。

○羽原委員長 説明は終わりました。

まず、報告1について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

議会の質問と答弁です。

7ページ目のところ、真ん中辺、区長の答弁のところですが、区立保育園の耐震工事というのは、まだどの程度達成されていないか、教えてください。

○教育施設課長 区立保育園ということで、基本的には所管ではなく、正確にはわからないところもありますが、ただ、区全体としては、特別のものを除いてはすべて耐震化が終了していると聞いています。原則としてすべて終了しているという状況と聞いております。

○羽原委員長 「原則として」というのは、どういうことですか。

○教育施設課長 そこは申し訳ございません。正確には手元に資料がありませんが、将来の建て替えとか、それが予定されているようなところが若干あったかと記憶しております。それから、またほかの施設との関係で、少し延ばしているとか、そういう幾つかの理由によって、

本当にごくわずかですが、そこは残っているかもしれませんが、それが保育園であったかどうか、手元に資料がないのですが、大部分の区のいわゆる公有施設は、耐震化されていると公表しております。

○羽原委員長 所管外であることはわかりますが、区長がこれまでの僕らの認識とは少し違う表現をされているので、確認しておきたかった。むしろ、これは想定問答的に言えば、区長部局の問題だから、それは教育委員会の問題ではないけれども、できればこういう不安要素を残すような答弁はしないほうがいいのではないかと、余計なことながら区長部局のほうにお伝えください。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○白井委員 11ページの「国際社会における新宿の教育について」ということで、(2)の小学校の英語活動の効果と中学校の英語の学力の変化、それと(3)で「学力に関して数値目標をもつことについて」というご質問があつて、12ページの(2)では、「小学校に英語活動を導入したことに伴う中学校の英語の学力の変化を調査により把握することは行っていない」ということと、それから(3)で、学力に関する数値目標というものに関しては、東京都の学力調査の結果という形での回答がありますが、平成21年に作成した「教育ビジョン」では、実際に、21ページ等々で検定制度の活用ということで、「子ども一人ひとりが学習の到達目標をもてるよう、漢字検定、英語検定、日本語検定、数学検定などの検定制度を積極的に活用し、主体的な学びや発展的な学習を進めます」というようなことをビジョンとして掲げたと思います。

それを掲げた以降で、例えば英語ですと、英検とかジュニアTOEIC、その他漢検など、一つの学力の変化を見る制度があると思いますが、それらのものは利用されていないのでしょうか。

○教育指導課長 まず、(2)の小学校の英語活動についてですけれども、実際に平成14年度から小学校の英語活動、本当に各学校の取り組みが始まっております。御質問は、実際これによってどのように学力が高まったのかということでしたので、実際それがどうなったかというところの数値的なものはわからないというお答えをしました。

ただし、もちろんいろいろと子どもを通しては聞き取り調査をしております。実際に一番大きな中学校の教員から子どもが今回聞き取ったところでは、以前は、子どもたちは中学に入ってきてALTに出会うと、やはり外国の方だということでの、表現は適切ではないですが、抵抗のようなものがありましたけれども、それが本当になくなっているというような変

化があったりとか、あるいは英語に対する関心が高まっているという、そういう変化があるというようなことを今回御答弁申し上げているということで、具体的な学力としてどうだったかというところまではわかりません、というお答えをさせていただきました。

(3) につきましては、この代表質問の中では、より具体的に説明責任があるだろう。例えば一つの例とすると、進学実績というのは保護者にとってはすごく関心が高いというようなことも言われております。そこで、私どもとしては、要は御家庭に対する説明責任は当然あると思います。そういった点では、それが数値目標と言えるかどうかわかりませんが、何らかのお示しをすることは、私どもとしてはとても大切だと思っています。今、白井委員から一つ例示していただきました検定制度も、確かに私どもが20年に作成したビジョンの中にも書き込んでいることでして、それも一つではないかと思えます。

いずれにいたしましても、今回は、どういうものが適切かということは抜きにいたしまして、この説明責任を果たすということについては、決して否定するものではなく、やはり大切だろう。ただし、それが過度に競争心をあおるようなものであってはいけないだろうということで、その数値目標の出し方については十分検討する必要がある。そんな意味合いで、決して否定するものではなく、ただし、単純に進学率がどここの学校に何名行ったからよいかというもので示せるものではないという意味合いでお答えしているということでございます。ビジョンに書き込んでいることでもありますので、そういう検定制度も含めたものについては、今後ぜひ検討していきたいという、そのような意見を事務局としては持っているところでございます。

○羽原委員長 ほかに御質問はありますか。

○松尾委員 ただいまのお話の中で、進学実績ということは質問の中には特に見られないように思われますけれども、どういう観点から進学実績や学力調査の結果のみを取り上げというような話になったのか、御説明ください。

○教育指導課長 実際に、代表質問での質問の中で、特色ある教育、学校の関連で言えば、学力に関しても数値目標を各学校が持つことは自然なことだと思います。今でも保護者の立場から言えば、学校に最大の関心事は高校への進学実績と言われております、というような御質問のリード文があったのであります。

○白井委員 その質問の前段がわからないのですが、進学実績とか、そういうことではなくて、いわゆる自主的な勉強を自分で確認していくということ、今までのように統一テストはなくなったし、それを行政でやるのはコストもかかり過ぎます。けれども、自分なりで確認し

ていく制度というものが、民間的なものとしてあるのであれば、そういうものを生徒に情報提供し、またはそれを推奨して、費用はかかると思うんですけども、一つひとつ自分がどの段階にあるのかということを確認していくというのは、自主的な学習態度を養う上で私はプラスだと思っています。せっかくビジョンでも掲げたので、実際の学校現場でもそういうことをしていく。それは、私は学力に関する数値目標の一つとしてとらえてもいいのではないかなということで、質問しました。

○羽原委員長 それに関して言うと、私は、小学生の英語という枠の中で言えば、いかになじんでいくかということで、教育効果というよりは、中学なりその先へ行って、英語になじみやすくするという意味が非常に大きいと思うので、あまり点数的な、外部にまでそれを依存して、一律の学力テスト的な力をはかるというようなことはむしろしないで、楽しく英語に接することができるというところまでが小学校の英語教育ではいいのではないかと個人的には思います。提言があったので、少数意見を申し上げました。

○白井委員 私は別に小学校のことは言っていないので、中学校の英語の学力とか、それから（２）としては、学力に関する数値目標という部分だったので、小学校はそれで結構で、文字になじむような、テストになじむような英語活動でも今はないと思いますので、そこは羽原委員長と同じだと思います。

○教育指導課長 実は先ほどの私の御説明も不十分でありまして、まず前段では、この方は小学校に英語教育活動が取り入れられてからは、中学校の英語の学力がどのように変化しているのですかという書き方をしてありました。そういった点では、委員長がおっしゃるように、今、文科省が小学校でねらっているのは、慣れ親しむという点でありますので、実はそういうことなんですよということを含めて御説明をいたしました。

そして後段では、先ほどのこととともに、これは白井委員も言われたように、実は全テストということではなく、英検３級合格者を誇るとか、一ついいかもしれません。ただし、その後、文科省や東京都の学力テストの結果を保護者に誇る区立学校も出ている。このような流れでしたので、それについては意見を述べなければいけないということで述べておきました。

ただ、いずれにしても、やはり何を指標とするかということは検討する必要があると思いますけれども、例えば英検もいいかもしれませんし、漢検もいいかもしれませんし、いずれにしても本人が何か目標を定めて、そこを目指して頑張っているという、何かそういうものが示せればよりよいとは考えているところでございます。そういうことで、幅広く代表質問

では質問があったということを再度説明させていただきました。

○羽原委員長 ほかによろしいですか。

それでは、報告2について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 この報告の10ページの「学校・教員の方へ」というところですが、最後の項目で、「ぜひ相談いただきたいと思います」と書いてありますが、これは誰に相談をするという趣旨ですか。

○教育政策課長 これはP T Aに御相談いただきたいという趣旨で記載されておりますし、委員の方々もそのようにおっしゃっていたということです。

○松尾委員 これはP T Aのあり方についての提言ということですので、ここの書き方は、P T Aに相談いただきたいということを、この社会教育委員の会議で学校・教員に提言している、そういう理解でよろしいですか。

○教育政策課長 そのとおりです。

○松尾委員 P T A活動を円滑に行って、ひいては学校の教育活動にも寄与するという立場からいきますと、学校とP T Aの意思疎通がうまくいってればいいわけですがけれども、これも人と人のことですから、うまくいかないケースもあるのではないかと思いますけれども、そういう形で、P T Aにも、また学校にも、双方から建設的な方向に動いていくような、そういう提言になってほしいと思うところですので、そのあたりを今後の政策にうまく生かしていただければと思います。

○教育政策課長 こちらの報告書につきましては、委員の要望から、保護者全員に配れるようにこれを縮小して、パンフレットみたいな形にして、全員がP T Aの意義と成果、そしてこのような活動のやり方もあるんだと。何も今までの活動だけに固くこだわる必要もないんだという意味で、視野を広げていただくためにも、ぜひ周知してほしいという御要望もありますので、まずは第一歩、そこから始めさせていただきたいと思っております。

○松尾委員 そういう見方でいきますと、その前のほうには、P T A活動の工夫ということで、さまざまな事例が載ってまして、大変参考になると思いますけれども、P T Aと学校のつき合い方といいますか、そういう部分についても何らかの事例で、このようにやっていったらうまくいくよというようなことがあると、さらにいいのではないかと感じました。

○教育政策課長 御意見を承りまして、今後、学校とP T Aがどういうことができるか、調査していきたいと思っております。

○羽原委員長 要するに、これは社会教育委員の方々の意見であって、それをいかに教育委員

会が取り入れて実践に移していくかという趣旨ですね。

○教育政策課長 そのとおりです。

○白井委員 今委員長もおっしゃっていたように、これは社会教育委員の方たちが全国の実例も調べていただいて、すごく活動の幅が広がるようなPTA活動というのを提言してくれていると思いますが、やはり大事なのは、私ども教育行政者としては、12ページと13ページというところをどう受けとめるかということだと思います。最後の「おわりに」というところで、中段ぐらいのところ、PTA活動を行うことが、親として市民として当然のことという社会的風潮を確立していくという啓蒙活動、それから企業への啓蒙活動をやってほしいという部分になっていると思います。

それで、先ほど親への啓蒙ということを第一歩と言っていましたけれども、私は、第2歩目は、実は新宿区教育委員会という新宿区役所職員の親が、まずは足元からということで、この提案を受けて、どの程度PTAに関与、参加するようになりましてという御報告を1年後にお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○羽原委員長 新宿区の在住者が少ないです。

○白井委員 別に在住者だけの問題ではなくて、社会全体の話として、単に提言を受けて「やります」という言葉だけではなくて、「やりました」という答えがやはり必要だと思うので、その辺の区役所内の、在住者でなくてもお願いしたいと思っています。

○教育政策課長 今、人材育成担当でも、ワークライフバランスの観点から、より職員がバランスある職業活動と自分の生活における家族生活を大切にするという、そういったことのバランスをとるようにということで、働きかけております。特に男性が育児休暇を取るようとか、もっと家庭の育児に参加するようというようなことも呼びかけておりますので、PTA活動もその一環になるのだろうと思っております。データとして、白井委員が求めるようなデータが如実に上がれば、私どももうれしいわけですが、そういったことをどのような形でできるかは、担当のところと相談してまいりたいと思います。

○羽原委員長 よろしいですか。

それでは、報告3について、御質問、御意見がありましたらどうぞ。

○松尾委員 採択に当たりましては、調査委員会から報告書が上がってきまして、それを非常に重要な資料として教科書採択に至るわけですがけれども、調査の報告書を見ても、なかなかそのポイントがわかりづらい、そういうケースが時にはあるかと思えます。しかしながら、その報告書が上がってきた段階で、それではもう一度実際のところはどうなのかというもう

少し詳しい報告を聞きたいと思っても、なかなか時間的なことで難しいという部分があるように感じていますけれども、その点を何か改善して、時間的な流れ、あるいは報告書の記載についての確認等、うまくやっていただくことはできませんでしょうか。

○**教育指導課長** 委員から御指摘いただきましたことは、昨年、まさに採択していただく過程でも御意見があったかと思えます。また、今年も、学校からの学校調査、そして調査委員会からの調査結果、それを審議委員会のほうで審議結果をまとめまして、皆様に御提供するわけですけれども、やはり根拠となるものが明確でないと、次のステップが進んでいかないということが実際にございます。

日程的には大変タイトでございますので、余裕を持つことはなかなかできないかと思えますけれども、一つひとつ学校調査が上がってきた段階、そして調査委員会の調査結果が上がってきた段階で、まずは一義的に、事務局のほうで、私どもが読んでもわからないような内容では、皆様方にお読みいただいても、これはどういうことなんだということになりますので、どういう意味合いでこれを書いてきたのかというのは、一番最初の学校調査、調査委員会調査の段階で私どももチェックをいたしまして、その段階で、まずは詳細を聞き取りをするなり、また書き直しをしてもらおうということを徹底したいと思えます。

また、審議委員会のほうでも、どういう理由でこういう判断をしたのかということ、審議委員会の場合には、お求めによりましてはまた審議委員長等々もいたしますので、説明させますけれども、私どものほうでも十分それが理解できるようなことでないと、皆様方の御質問に答えられませんので、それについては本当にくれぐれも今年は御迷惑をおかけしないように事務局としては全力を尽くしたいと思っております。

○**羽原委員長** 採択の問題については、もちろん民主主義だから、多数決で最後は決めるということですが、教育現場、あるいは保護者の側、一般の社会から見ると、採決で教科書を選ぶというのは、決してベストではない。やむを得ないベターかもしれないが、我々教育委員の立場は、全教科、全ページに目を通すことはできない、ごく一部のサンプルによって判断をしなければいけないということで、現場の先生方は両論、AとBが分かってもこれは当然のことだと思えますが、専門的な先生のお立場で、もし双方に分かれるような議論があれば、もう少しトータルな説明をしていただきたい。教育委員会で手を挙げるということは決していいことではない。歴史とか、社会とか、そういう社会科学的なもので価値判断を問うとか、教育委員の物の考え方とか、そういうことならやむを得ないことはあり得るかもしれないが、しかし、それにしても教科書を1年から高学年に至るまで、ほぼ全体に目を通す人の意見が

重要であろうと僕は思います。ですから、そのあたりは両論併記型になったときには、最終判断はもちろんしなければいけないけれども、なるべく双方の納得のいく論議を上げていただいて、その上でAかBかという判断のできるように、ぜひ事務側からもお願いしたい。

昨年、僕は採決までしてしまったものですから、申し訳ないと思って、ちょっと注文したいと思います。

○**教育指導課長** 恐らく学校現場のほうから、また調査委員会、審議委員会のほうから、場合によっては両論併記という形のものが上がってくる可能性もあります。しかしながら、いずれにいたしましても、委員の皆様方から適切に選んでいただけるような、両論併記であったとしても、まさにトータルな、全体に目を通したような資料、さまざまな詳細な資料をご提供しないと、やはり選んでいただけないということになりかねませんので、その点につきましては私どもも十分努力いたしまして、皆様に、本当にこれがいいと御判断いただけるような資料を提供したいと思います。

○**羽原委員長** よろしくお願ひいたします。

それでは、よろしいですか。

報告4について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

よろしいですか。

次に、報告5について、御質問、御意見がありましたらどうぞ。

理由の中ですから、合意文書の別紙2のほうの理由1の学級編制基準の部分、「現時点で統合するリスクは高くなっています」。「リスク」という言葉は、どうですかね。この合意文書（案）、別紙2の理由の1の終わりの部分です。

○**学校適正配置担当** この場で、この表現はこのようにということで特定するのは困難かと思いますが、よりよい表現がないかどうか、検討してまいりたいと思います。

○**熊谷委員** 報告5の別紙2の最後のページですけれども、「合意文書（案）を受けて」ということで、これは新宿区教育委員会から多分協議会のほうへ、合意文書（案）を受けて、それに対して教育委員会からの回答みたいな形になっている文書ですけれども、「案」がついているんですけれども、実際には、平成23年2月17日になっています。ということは、既にこの「案」を取って、相手に教育委員会名で出しているということですか。もしそれであれば、報告で出したのであれば、これは手続もおかしいし、合意文書（案）を受けて議論をして、教育委員会で受けてという案をきちっとそれなりにすべきと思います。

○**羽原委員長** 同時進行していますね。

○熊谷委員 ちょっとこれは行き過ぎのような気がします、これはどういうことなのでしょうか。

○石崎教育長 当教育委員会の中でも、津久戸小と江戸川小の統合の問題は、二つの学校、また地域の方々に影響の大きな問題で、随分時間をかけて協議してきました。そしてこの合意文書（案）は、事務局から、そのような案を出してほしいという話があり、私の記憶では、2月17日の教育委員会の合意文書（案）を受けてという文は、当初は、別紙1の中に入っていました。しかし、抜き出したほうがいい、性格が違うのではないかという意見を受けて、別にしたという認識です。そのあたりの説明をしていただきたいと思います。

○学校適正配置担当 今、教育長からお話がありましたが、そのとおりです。

当初、この合意文書（案）の右下に入れようということで、種々検討させていただきました。この合意文書（案）そのものが統合等検討協議会としての合意文書（案）ということですから、教育委員会としての文書が同じところに入っているのはいかがなものか、こういった御意見も踏まえまして、結果的には独立した形でお出しするということになったという経緯でございます。

○羽原委員長 扱いはそうであったけれども、教育委員会としての意見は、その文書のままで提示してよろしいということではなくて、合意文のうちに、今後の予定があって、今後の予定を踏まえながらなのか、それともとりあえず合意に達したことについて意見を示すのか、その辺ははっきりした話はできていなかったと思います。当然、教育委員会の意思表示は、議論があって、それから文章化されて提示されると我々はそういう共通認識であったと思います。

ですから、知らないとは言わないし、趣旨に別に反対ということではないけれども、手続としては、合意文書がまとまった、これでよろしいというところに合わせてか、次の機会の教育委員会は提言等が出てきた段階で出すか、それともその前に一回何か意思表示があったほうがいいのか、その辺の扱い方が納得できない面があるということです。

○次長 この「合意文書（案）を受けて」という新宿区教育委員会名で出している部分は、合意文書（案）の理由が本文にあるわけですが、これはあくまでも協議会の考え方であろう。では、実際に教育委員会も同じ考え方なのかという疑問を持たれるのではないか。ですから、統合協議会ではこういうようにまとまりました、教育委員会もこういうように考えて、こういう御提言をして、それを受けてこの合意文書（案）ができていますという、読む方が安心していただくために書いたわけです。しかし、それは書く立場が違うだろうということで、

あくまでセットで出すものとして私どもは考えてつくっていたわけでございます。

この辺が十分に委員の皆様方に伝わっていなかったようでございますけれども、これはあくまでも保護者や地域の方に合意文書（案）は統合協議会のもの、それと一致した考えを教育委員会としてこのように持って、私たちも受けとめていますという意思表示の文章という意味でございます。

決まったということではなくて、合意文書（案）に対する考え方を示したというものでございます。

○羽原委員長 けれども、配付したのは「案」ではない。これは既に一般に配られた。これには、協議会の合意文書（案）を受けて、教育委員会からも下記のとおり文書が提示されましたというようになっている。

○次長 あくまでも統合協議会で合意文書を最終的につくるわけですが、つくるに当たって、合意文書（案）をつくって、それぞれのPTAに持ち帰って、合意文書をこういう方向で統合協議会としてまとめていきたいけれども、いいかとPTAにお諮りいただかなければいけないということで、「案」としてつくったものです。ですから、いまだに「案」でございます。その「案」を説明するのに必要な文書ということで、理由が書いてあったり、それに対する教育委員会としての考え方を示すというものでございます。

既に江戸川小学校では合意文書（案）については了承されました。今後、津久戸小で、もし了承いただければ、初めてそこで合意文書（案）を正式に「合意文書」としてまとめましょうということが行われるわけでございます。

○羽原委員長 それを受けて我々が意見を申し述べるという流れが一般的ではないですか。特にこの問題は、経過からすると、従来の統合の協議会ではうまくいかないから、教育委員会を持ち上げた形になって、段取りはすべてそちらでされるとしても、最終責任としては教育委員に責任があるわけです。意思表示するにしても。それは従来の協議会とは違うという大前提。保護者の方たちにはそういう説明をしているけれども、我々もそういう意識です。ですから、これはもしそういう段取りで同時進行でしたいというなら、もう少し内容の論議をしておかなければいけなかった。あのときは形として聞いていますというところまでで、我々の了解はそこまでだったということです。

しかし、一般的に公開されてしまっていて、これを今から覆すのも変だから、今後、どうするか。例えば提言などが出たときにどういう意見を表明するかというようなことにならなければいけないかと思います。しかし、あくまでも事務局がこの問題を扱う部分と、まさに

この委員会として態度表明することとは、おのずから違う性格です。そのところをよく理解しておいていただきたい。もう決着に向かっていると思いますが、熊谷委員の疑義はそういうことだと思います。

○熊谷委員　そうです。これは前にも申し上げましたけれども、教育委員会としては、過去三代ぐらいの次長が協議会や統合についてはいろいろ苦勞されてきて、大きな流れの中で、次長の方を中心に担当の方が苦勞されてきているということで、今回大きく舵をとりました。協議会の中でも、統合はやむなしという方向に向けて、その説得に当たってきたわけですが、やはりいろいろな諸事情から全体を見直して、統合は必要ないということで舵を切った。そこでさんざん苦勞してこられたことに対して我々教育委員としてもきちんと責任を持った対応をしなければいけない。それについては、諸般の事情が変わったので、これまでもいろいろ説明してきた教育委員会の考え方があるけれども、今期の教育委員会は全員一致して、これについては責任を持ちますということだと思います。

ですから、今回の経緯というのは結構重たいと私は思っているものですから、その観点から申し上げます。中身について疑義があるわけではありません。

○石崎教育長　今、熊谷委員からおっしゃっていただいたように、津久戸小と江戸川小の統合問題は、まずは牛込地域での懇談会に始まって、そして具体的に着手したのは平成20年の夏からということです。本当に事務局も担当の職員が苦勞してきましたけれども、このことについてもっといろいろかかわっていただいたのはPTAや学校や地域の方々だったと思います。

ところが、両校の足並みがそろわず、時間がかかっている中で、人口推計の変化、あるいは少人数学級の導入という大きな変化をその都度御報告させていただきながら、本当にどうすることが良いのか、議論させていただいた。

この統合等検討協議会で検討していただくわけですが、今後どういう方向に向かったほうがいいのか、そしてその前提として、24年4月の新入学を考えたときに、早く結論を出すことが必要だという考えの一致があり、提案してきた教育委員会事務局から、提案してもらいたいという話もあった。そこが同日付で出した教育委員会の「受けて」だったと思います。

教育委員会の場で時間をかけて議論してきましたが、統合等検討協議会では、4月になるとPTAの構成が変わる、それから、役員も代わる。そういう日程をかんがみると、2月、3月、4月、この辺のスケジュールのどこで総会にかけるのかという大きい部分があった。そのようなスケジュールの部分もあって、今おっしゃったような段階を十分にきちんと踏め

なかった部分があったということがあったと思いますが、そういう事情があったということは御賢察いただきたいと思います。

○熊谷委員 私は、別に中身について異議を申し立てているのでは全くなくて、手続上、これまでの経緯もあるので、はっきり言いますと、この案件が報告事項でここへ出てくるというのはおかしい。議案に挙げていただいて、今日の教育委員会でこういう形で地域の方々と合意を進めていますということで、文書をつくりました。それについて事後承諾でも認めていただけませんかということであれば、私は問題ないと思います。

○石崎教育長 2月17日で合意文書（案）について一定の合意がされて、意見の一致がされて、今両校に持ち帰っているという段階です。そして今後の予定を見ると、3月か4月か、この辺で統合等検討協議会としての議決がされるということですのでよろしいでしょうか。

○学校適正配置担当 今までの経緯と今後の予定ですが、今、教育長がお話をしたとおりで、3月あるいは4月に結論を出していきたいと考えているところでございます。

○石崎教育長 今あるのは、合意文書（案）ということで、両校のPTAとしての総意を決めていく。それが持ち寄られる中で、統合等検討協議会として統合の必要性の有無については、総意で議決するとたしか要綱で決めさせていると思います。

○熊谷委員 そうではなくて、中身ではなくて手続の話です。例えば両方「案」がついて、この案について、教育委員会等に、こういう合意を受けてという案で今考えています、これでもよろしいでしょうかと諮り、17日の文もあくまでも案だから、それを次回の協議会で了承となったときに出していただいて、そして教育委員会が「案」を取った、教育委員会からの「合意文書を受けて」ということであれば、それは理解できます。あるいはその結果を受けて、教育委員会委員としてももう少し議論して、そしてきちんとした文章をつくる、ということだと思います。

今の段階では、協議会についても、合意文書について、皆さんの了解を得たいので、「案」をつけていますと。それから、教育委員会もこういう文を準備していますけれども、「案」がついていますと。これでお互いに腹を割って話しましょう。それについてきちんと合意が得られたときに、「案」を取るのであれば、全く問題ない。しかしお聞きしたら、既に「受けて」のほうは「案」が取れているように感じられるものですから、それはどういうことかと思っています。

○白井委員 私は統合協議会設置のときの委員長でした。かなりもめて、最終的に、要するに、統合の必要性等についても話し合う場を設ける。そういう場を設けましょうということだけ

を教育委員会では決めました。多分、決まったのはそこだけだったと思います。それを受けて何回も審議していただいて、今回のような合意書の案ができた。その案は、協議会の意見として各PTAに持ち帰って、合意を得たら、多分、協議会としての合意書として提出される、協議会はこういう結論になりましたと教育委員会に出される。そのときに、私たち教育委員会はそれを受けて、その合意書を尊重するという立場を取るのか、いや、やはり意見があるということになるのか、もう一つ決定の機会が必要ではなかったかと熊谷委員も羽原委員長もおっしゃっていて、それは手続の問題として、教育委員会の所管事項であるはずだということを言っています。

ですから、時期的な問題があったので文章を出しました、ということでしたらいいけれども、それは事務局の権限で出したという理解が私たちにはある。それは平成24年4月からの入学に向け結論を早く出してあげたほうがいいという判断があり、私たち教育委員としても、この報告は教育委員会以外でも随時現場からも話を聞いていますから、この内容で大丈夫だろうという感じが多分事務局にあったんだと思います。しかし正式な手続としては、教育委員会の場でその合意書の案の方向で、このようにお答えしても構いませんという同意はやはり必要で、熊谷委員が、もう2月17日を出してしまっていて、この内容で構わないよという事後承諾をしていただきたいというようなことが事務局からあれば、それで結構ですということで終わる話なんです。

中身を言っているのではなくて、その辺の認識が、羽原委員長が言ったように、今まで教育委員会としてこれにかかわっているのが、節々の大事な決定はこの委員会の公の場で討議した上で、こういう文書を出すべきではないかということを言っているのです。

○**学校適正配置担当** 今回、内容につきましてはご理解いただいているとおり、教育委員会としても統合等検討協議会と同じ意向であるというようなことが、PTAの方が持ち帰り、そして説明をするにあたっては欠かせないということで、このようにさせていただきましたが、確かにご指摘のように、素案等々については種々ご意見をいただきましたが、完全に分離した状態で、教育委員会としてこの文書でということでのお諮りはしてございませんでした。その辺についてはおわびを申し上げるとともに、今後の手続の適正化等に生かしてまいりたいと思います。

○**石崎教育長** 事務局に今後のプロセスを明らかにしていただきたい。今、手続論に焦点が当たっていますので、統合等検討協議会には、統合等の必要性の有無などについて検討してもらおうということで、そこで意見がまとまったら、教育委員会に改めて報告があるのですか。

そして、そこできちんと教育委員会です承というか、どう取り扱っていただくのかということとは重要なポイントだと思います。それは予定されているわけですか。それと、今の2月17日の「合意文書（案）を受けて」との関係をもう少し明快に説明していただきたいと思いません。

○**学校適正配置担当** 今後の手続についてですが、御指摘のように、統合等検討協議会で総意による合意形成が図られましたら、その直近の教育委員会に、まずその点についてご報告を申し上げるということをしていただく必要があるだろうと考えているところでございます。

なお、取り組みを開始した平成20年8月26日の文書等々では、取り組みを開始いたしますということで、そこでやはり報告をさせていただき、スタートさせていただいた。その後、平成21年の12月に統合等検討協議会を設置する。これは議決をしていただきました。その後、平成22年の8月に、この21年の議決を受け、統合等検討協議会の運営方針について、これも議案として議決をいただいたということで、今まで報告でスタートし、2つの議決をいただいて今日に至っているという時系列でございます。

したがって、統合等検討協議会で今回総意による合意形成が図られましたら、繰り返しのようになりますが、直近の教育委員会で正式にご報告を申し上げるということの予定で考えているところでございます。

○**次長** 議案として上げてほしいということだと考えます。

○**石崎教育長** 一昨年の12月に本当に議論して、第8次の適正配置の基本方針を従来にない形で決定していただいたわけですので、そことの対応が重要だという御指摘だろうと思います。しかし、第7次までの基本方針と第8次の基本方針は、やはりPTAの合意が得られていないということを踏まえて、内容が大きく変わっていますので、第8次の基本方針の議決、そしてその内容、そういったものを踏まえて、教育委員会で最終的にどういう結論を出すのかということは、手続的にきちんとやる必要があります。それを踏まえて、PTAとの関係の中で、2月17日の「合意文書（案）を受けて」という文は、その説明資料として出たということであると理解しております。

○**羽原委員長** 本来は、次長なり教育長が協議会で両校の代表に説明して、それを紙にして、教育委員はかく語りとか、次長がこう保障したとか、教育委員たちの雰囲気はこうであるというような説明なら良いです。しかし、こういうまだ合意に達していないものの段階で、先に教育委員会としての、つまりこの我々が合意を受け入れたというようなことは、外側から見ると、非常に軽率な教育委員の対応だという印象です。

この問題は、いつも言うように、教育委員会、この場が責任を持つという形に切り替わったわけですが、これまでの協議会とは違って。ですから、やはり手続は手続が必要で、もし急ぐなら急ぐなりの方法を考えればいい。しかし、踏み越えてはいけない部分とやらなければいけない役割、ここのところは厳正にやらないと、せっかく最後の段取りまで来ています。我々が納得しないのはまだいいが、やはり外部から見て、こういう議論を最後になってしていること自体、余り感心はしない。

ただ、内容的なことはみなほぼ受け入れていることであるから、手続は前へ前へ、最後は決着がつけばいいだろうということではなくて、いわゆる手順が違った、これから先行きのことについてはきちんとやるというようなことを一言言い、話はそれからです。内容で疑義、異議があったり、協議会の両校の、あるいは協議会の意見がまた別の形のものがあるなら、それに対応しなければいけないし。

○次長 私どものつもりといたしましては、合意（案）というのはあくまでも合意（案）であって、最終的には、統合協議会の中で合意文書を決定する。その合意文書を受けて、最終的な決定はあくまでも教育委員会でお決めにいただくこととさせていただきますので、そういうつもりではございましたけれども、どうも手続上不十分、あるいは御説明が不十分な部分があったものですから、それにつきましてはおわびを申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、今後、統合協議会の中で合意文書を決めた後は、改めてお諮りをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松尾委員 この「合意文書（案）を受けて」というものについて、手続的な点では議論がなされて、そういう方向でよいと思いますが、文書の中段のところ、「今後、江戸川小の児童数が増加傾向で推移していくための方策等を、津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会において協議し、提言をいただくこととなりますので」と書いてありますが、これは将来のことだと思います。もちろん、統合等検討協議会が今後引き続き存続をして、その中で議論していくということを禁止したり縛ったりすることは、全く必要はないことですが、今後、将来に起こることについて、「その提言の趣旨を尊重し、最大限努力してまいります」まで書いてしまうのは、さすがにどうかと思います。そこまで現時点で言えることではないと思いますので、中段のところについては、少し考え直していただきたいと思います。

○学校適正配置担当 申し訳ございません。まず、前提といたしまして、「統合協議会だより」には、この「案」ということで、既に全く同じものを配布しております。

○羽原委員長 これは「案」ではないです。教育委員会の意見として、合意文書は「案」だけ

れども、教育委員会の見解、「文書が提示されました」とある。だから、そのことを強弁してほしくない。これはやはりあくまでも「案」なら、この場で練ったものが「案」です。だけれども、出してしまったんだから、すみませんで、それはそれ以上のことではないけれども、そこで強弁して説明を重ねても意味がないです。

○次長 ただいまの松尾委員の御指摘の部分ですが、副参事からの説明にもありましたように、統合をここでしないということについては、もちろんいろいろな御意見が一方である。本当にやらないで、これから増えるのか、そういう一抹の不安がある。統合しないとすれば、教育委員会として、今後、江戸川小に来るお子さんが増えるために、できるだけ手だてをしてほしい。それは教育委員会としてもやはりやっていくべきだろうと考えましたので、それについては最大限の努力をする。

ただし、どういうことをするかということについては、さまざまな御意見がありますので、それについては制限をかけることなくおっしゃっていただいて結構ですということです。ただ、一つひとつのものをできるかどうかについては、もちろんできるものもあるし、難しいけれども、何とか工夫の余地のあるものがあるかもしれない。あるいは全くできないこともあるでしょう。それは別の問題として、御意見については御自由についてお出しいただいて結構です。その中で、最大限できるだけことはしていきたいと思っているということでございますので、何でもやるというお約束をもちろんしたわけではございません。

○白井委員 次長も、事務局も、答えれば答えるほどかえって際立ってしまうと思います。言っている手続的なものは、手続と言っても、すごく重要な手続を欠いていたでしょうという指摘をしていて、もしその辺の認識違いがありましたというのだったら、そこはすみませんと言ったほうが、その次の話として、そうだったけれども、私たちはこれについては確かに今までも話している内容だから、それを受けて、事後承諾も得られると思って多分出したのでしょう。このような説明のほうが、私たちのほうには理解できる。

だから、今中身のことや経過のことを言えば言うほど、ちょっとかみ合わなくなるので、実際に「案」を受けて、こういう文を出したということは、私なりの理解で言えば、2月の協議会で、正式な委員会の場ではないけれども、皆さんで議論したことは確かだから、それを事務局が受けて出してしまった。ただ、私たちの認識としては、松尾委員が言ったような中段のものというのは、最後に正式に決定したときに入る文章という認識があったと思います。その辺がちょっとかみ合っていなかったかもしれないけれども、別に方向としては事務局と違っているわけではないので、中身のことをいろいろ言われると、ますます事務局は私

たちの言っていることを理解しているのかなど不安になってしまいます。

○羽原委員長 教育委員会というものを事務局が全部自由に動かしていくような印象を与えないほうがいいんです。教育委員というのはどういう立場であるかというのは、皆さん十分わかっていることであろうけれども、区長が議会を無視できないと同じように、事務局という執行部は、教育委員の発言というのはいずれの重みを持って受けとめてもらわないと困る。そうでなければ、幾ら民主主義と言って、この委員会を持ってもしようがない。だから執行部がちょっと先走ったということはある。それはそれで次の手を考えればいい。けれども、そこでいろいろ中身に触れていくと複雑になる。手続としては明らかな間違いです。だから間違いを間違いだと一言言えばいいことであって、その後のことは反省に基づくような前向きに対応を示していく。だから、今の松尾先生の指摘にしても、当然そういうところが出てくる。向こうがどういう意見であるかを示さないうちに、こっちが意見を述べるような段取り、これは逆です。

だから、事務的にどんどん進めればいいのかという問題ではない。時間がないから進めればいいのかという問題ではなくて、そここのところでとりあえず今反省すべきはしてもらって、次のステップに行くというようにしないといけない。次に教育委員会としての見解の取りまとめはいつまでにどのようにしたらいいとか、前向きな話をしてもらいたい。

○学校適正配置担当 まず、手続的な点について、適切な時期に御報告並びにお伺いをしていなかったという点について、率直におわびを申し上げたいと思います。

その上で改めまして、3月ないし4月に、予定ではございますけれども、総意による合意形成を図ってまいりたいと思いますので、その際につきましても、内容は当然として、手続的にもしっかりと対応してまいりたい、このように反省をした次第でございます。

○羽原委員長 ほかにご意見はございますか。

[ありませんの発言]

○羽原委員長 それでは、これまでの論議の経過は十分わかっていただけたと思いますので、地域の方たち、保護者の方たちが納得できるようなステップで、これから短時間になりましようが、順調に進めていただきたいと思います。

報告6の質疑、御意見がありましたらどうぞ。富久小・天神小の学校適正配置の問題です。

○石崎教育長 今、富久小でアンケートをやっているということで、こちらは従来のやり方で進んでいるということですが、きちんと教育委員会に報告されて、そして進めていくということによろしいですか。

○学校適正配置担当 今御指摘のように、資料で言えば、3月7日に学校で開票してくださるということになっておりまして、それで口頭で御報告申し上げたように、3月18日までに、教育委員会にも御報告いただけることになっておりますので、御報告をいただきましたならば、その直後の教育委員会等で報告を申し上げたいと考えている次第でございます。

○羽原委員長 御質問はありますか。

[ありませんの発言]

○羽原委員長 それでは、次の報告7にいきます。

その他とありますが、何かほかの議題、報告事項はございますか。

○教育政策課長 特にございません。

○羽原委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○羽原委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。ありがとうございました。

午後 4時12分閉会